

再生可能エネルギー発電促進  
賦課金等の免除について  
―東日本大震災の被災者の皆  
さんへ―

1. 再生可能エネルギー発電促進  
賦課金について

太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー発電設備により発電した電気を、国が定めた価格・期間で電気事業者が買い取ることを義務付ける制度（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）が、今年の7月1日から始まりました。

この制度により再生可能エネルギーの電気の買い取りに要した費用は、電気をお使いの皆さんに電気の使用量に応じて、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として平成24年8月分の電気料金から電気料金の一部としてご負担いただくこととなります。

2. 本年度の賦課金の負担水準  
本年度皆さんにご負担いただく負担額は、再生可能エネルギー賦課金単価（0・22円/kWh）と従来からご負担いただいている太陽光発電促進付加金（全国平均0・07円/kWh）を合わせて、全国平均で毎月87円（毎月の電気使用量を300kWhとした場合）になります。

3. 東日本大震災の被災者に係る  
賦課金等の免除措置

以下の場合の電気のご契約については、法令により、平成24年8月分から平成25年4月分までの9カ月分の再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金が免除されます。

■免除対象

- ① 東日本大震災により電気を使用する施設または設備が損害を受けたことについて市町村長等から証明（り災証明等）を受けた施設などまたは代替施設など（建て直した施設、避難先など）に関する電気のご契約
- ② 原子力発電所事故に伴い設定された警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備

区域（すでに解除されている区域を含む。以下「警戒区域等」）に所在している施設等に関する電気のご契約  
③ 警戒区域などの外にある特定避難勧奨地点に所在する施設などに関する電気のご契約  
④ 警戒区域などまたは特定避難勧奨地点が設定された日にそれらの区域に所在していた施設などの電気契約者（注参照）の避難先などでの電気のご契約

(注) 警戒区域などの設定日に

個人である電気のご契約者と同居していた3親等内の親族、避難先などで電気のご契約者と同居している3親等内の親族もしくは電気のご契約者の相続人または法人である電気のご契約者の合併後の法人もしくは分割承継の法人に関する電気のご契約についても免除が適用されます。

なお①、③、④に該当する電気のご契約については、ご契約中の電力会社への申し出が必要となりますので、ご注意ください(②については自動的に免除が適用されます)。詳しくは、ご契約中の電力会社までお問い合わせください。



自家消費農作物等の放射性物質簡易測定結果

岡町民生活課 ☎ 72-6933

町で実施している自家消費農作物等の放射性物質簡易分析結果をお知らせします。

■基準値を超えたものの内訳

月	検体数	検体名	測定結果
6	0	—	—
7	0	—	—

■基準値未満たは検出限界値以下のもの

月	検体数	検体名
6	58	イチゴ、ウメ、オカヒジキ、キャベツ、キュウリ、小松菜、ジャガイモ、大根、大豆、タケノコ、タマネギ、白菜、ブロッコリー、ハウレン草、水、井戸水、水菜、ミョウガタケ、フキ、ワラビ
7	95	ウメ、ウメ塩漬け、カシスジュース、カボチャ、キャベツ、キュウリ、粟、小麦、米、米ぬか、サヤインゲン、サヤエンドウ、シソ、ジャガイモ、ズッキーニ、大根、タケノコ、タマネギ、チンゲン菜、トウモロコシ、トマト、ナス、ニンジン、ピーマン、ブルーベリー、水、井戸水、引き水

※食品以外の検体については、結果に含まれていません。

